

○池田市ラブホテル建築規制条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市ラブホテル建築規制条例（昭和58年池田市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める構造及び設備とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 営業時間中、自由に出入りすることのできる玄関
- (2) 受付、応接の用に供する帳場、フロント等の施設
- (3) 自由に利用することのできるロビー、応接室、談話室等の施設
- (4) 会議、催物、宴会等に使用することのできる会議室、集会室、大広間（宴会場）等の施設
- (5) 食堂、レストラン及びこれらに付随する厨房、配膳室等の施設
- (6) 帳場、フロント等より各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の施設で、宿泊又は休憩のために客室を利用する者が通常使用する構造のもの
- (7) 青少年の健全育成及び付近の住居の環境を損わない素朴な外観

2 前項第1号から第5号までに掲げる施設は、収容人員に相応した規模のものであつて、宿泊又は休憩のために利用する客以外の客においても利用できる構造のものでなければならない。

(届出)

第3条 条例第3条第1項の規定により届出をしようとする者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出する前（都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許

可に係る開発行為を伴うものにあつては、同法第 3 2 条の規定による協議を行う前）に、旅館等建築計画届出書（様式第 1 号） 2 通を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、それぞれ次の表に掲げる図書を添付しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積
立面図	縮尺、高さ、開口部及び仕上げ材料

3 市長は、建築主が看板、広告塔又はネオンサイン等を設置する場合その他特に必要と認める場合には、前項に規定する図書のほか、完成透視図その他必要な図書及び書類を添付させることができる。

（該当通知）

第 4 条 条例第 3 条第 2 項による通知は、ラブホテル該当通知書（様式第 2 号）による。

（同意申請）

第 5 条 条例第 6 条の規定により同意を受けようとする者は、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を提出する前（都市計画法第 2 9 条に規定する許可に係る開発行為を伴うものにあつては、同法第 3 2 条の規定による協議を行う前）に、ラブホテル建築同意申請書（様式第 3 号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、建物用途別現況図その他市長が特に必要と認める図書及び書類を添付しなければならない。

(決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、同意又は不同意の決定を行い、申請者に対し、ラブホテル建築同意（不同意）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(完了届)

第7条 前条の規定により同意を得た者は、当該ラブホテルの建築工事が完了した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出て、申請の内容及び同意の条件に適合しているかどうかの確認を受けなければならない。

(勧告及び中止命令)

第8条 条例第8条の規定による中止命令は、ラブホテル建築中止命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第9条第1項の規定による勧告は、ラブホテル建築（中止・改善）勧告書（様式第6号）により行うものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第10条第2項に規定する身分証明書は、様式第7号によるものとする。

(施行細目)

第10条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月19日規則第41号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める相当様式による書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による書類は、当分の間、必要な修正を加え、使用することができる。

様式第1号

旅館等建築計画届出書

年 月 日

池田市長 殿

建築主 住 所(所在地)
氏 名(名 称) ㊟
(代表者氏名)

池田市ラブホテル建築規制条例第3条の規定により下記の通り届け出ます。

記

建 築 計 画 の 概 要	工 事 種 別				
	敷 地 の 位 置 等	地 名 地 番	池田市		
		用 途 地 域		旅 館 等 の 名 称	
		構 造		階 数	地上 階
		高 さ	m		地下 階
			届 出 部 分	既 存 部 分	合 計
	敷 地 面 積				
	建 築 面 積				
	延 べ 面 積				
	そ の 他		看板・広告塔・ネオン等(有無)		
	届 出 代 理 者 住 所 ・ 氏 名 ・ TEL		TEL ()		

様式第2号

ラブホテル該当通知書

年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 殿
(代表者氏名)

池田市長 印

あなたが、現在下記の場所において建築を計画中の建築物は、池田市ラブホテル建築規制条例第2条第2号に定めるラブホテルに該当し、同条例第5条に規定する禁止区域内においては建築することができず、禁止区域外においては、市長の同意を必要としますので通知します。

記

建 築 場 所	
工 事 種 別	新築・増築・改築・大規模な修繕(模様替)
禁 止 区 域	該当する・該当しない

なお、禁止区域外の場合には、条例第6条の規定によりラブホテル建築同意申請書を提出して下さい。

様式第3号

ラブホテル建築同意申請書

年 月 日

池田市長 殿

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名 称) 印
(代表者氏名)
(電話)

池田市ラブホテル建築規制条例第6条の規定により同意を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

営 業 者	住所(所在地)	
	氏名(名称及び代表者氏名)	
建 築 主	住所(所在地)	
	氏名(名称及び代表者氏名)	
工 事 種 別	新築・増築・改築・大規模な修繕(模様替)	
建 築 場 所		
建築物の名称		
建築物の構造		
客 室 数	室	各客室の床面積
そ の 他	看板・広告塔・ネオンサイン・その他()	

様式第4号

ラブホテル建築 同意
不同意 決定通知書

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 殿
(代表者氏名)

年 月 日付けで同意申請のあつた下記の建築について 同意 の 決 定 を
不同意
しましたので、池田市ラブホテル建築規制条例施行規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

池田市長 ㊟

記

営 業 者	住所(所在地)
	氏名(名称及び代表者氏名)
建 築 主	住所(所在地)
	氏名(名称及び代表者氏名)
工 事 種 別	新築・増築・改築・大規模な修繕(模様替)
建築物の名称	
建 築 場 所	
条 件	

様式第5号

ラブホテル建築中止命令書

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 殿

(代表者氏名)

池田市長



あなたが現在、池田市 において建築を計画中のラブホテルは、池田市ラブホテル建築規制条例第5条に違反するので、同条例第8条の規定に基づき建築の中止を命じます。

様式第 6 号

第 年 月 日 号

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 殿
(代表者氏名)

池田市長 印

勸 告 書

あなたが、下記の場所に建築中の建築物は、池田市ラブホテル建築規制条例第6条の規定に違反していると認められるので、同条例第9条第2項の規定に基づき、速やかに下記の措置を講じるよう勸告します。

記

建 築 場 所	
工 事 種 別	新築・増築・改築・大規模の修繕(模様替)
勸 告 内 容	
備 考	

様式第7号

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
年	月 日生
上記の者は、池田市ラブホテル建築規制条例に基づく立入調査を行う職員である。	
年 月 日	
池田市長	
	

(裏)

池田市ラブホテル建築規制条例(抜粋)

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行について必要な限度において職員に建築物、建築物の敷地又は建築現場に立ち入らせ必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

様式第 1 号

(一部改正〔平成 3 1 年規則 4 1 号〕)

様式第 2 号

(一部改正〔平成 3 1 年規則 4 1 号〕)

様式第 3 号

(一部改正〔平成 3 1 年規則 4 1 号〕)

様式第 4 号

(一部改正〔平成 3 1 年規則 4 1 号〕)

様式第 5 号

様式第 6 号

(一部改正〔平成 3 1 年規則 4 1 号〕)

様式第 7 号

(一部改正〔平成 3 1 年規則 4 1 号〕)